

警察官等警棒等使用及び取扱い規範の解釈及び運用について（例規）
（平成13年12月12日例規第49号）

この度、警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成13年国家公安委員会規則第14号）が制定され、平成13年12月1日に施行された。制定の趣旨及び内容については、「警察官等警棒等使用及び取扱い規範の制定について」（平成13年11月9日付け警察庁乙官発第25号）により示されているところであるが、その解釈及び運用については下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 第2条第2項（特殊警戒用具）関係

武器に代えて使用することができる特殊警戒用具については、制式の斉一を期す等の必要があることから、特に警察庁長官が認めるものに限ることとしている。他方、警棒に類する用具であったとしても、刺又のように武器に代えて使用することのない用具については、警察本部長の判断のもとに導入することができるものとする。

2 第2条第3項（凶悪な罪）関係

警察官職務執行法第7条ただし書第1号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁^こにあたる凶悪な罪」については、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）第2条第2項に例示されており、その趣旨等については「警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範の一部を改正する規則の制定について」（平成13年11月9日付け警察庁乙官発第24号）によるものとする。

3 第4条（警棒等の使用）関係

警棒等は本来、自己防衛、警告、指示、制止等のための用具として製作されたものであることから、その用法に従い、本来の用途のために使用することについて第1項に規定し、武器に代えて使用する、すなわち人を殺傷する用途のために警棒等を使用することについて第2項に規定している。

(1) 第1項関係

「警棒等を有効に使用する」具体的な態様としては、警察官の職務執行に対して抵抗しようとする相手の機先を制してその手若しくは足を打ち、又は逃走しようとする犯人の足を払うなど犯人等に対して効果的に警棒等を使用することをいう。

なお、このような警棒等の使用は、逮捕に当たり犯人を素手で制圧する場合と同様、相手を負傷させることもあるが、社会通念上必要かつ相当であると認められる限度内での使用であれば、刑法（明治40年法律第45号）第35条（正当防衛）であり、

違法性は阻却される。

(2) 第2項関係

「武器に代わるものとして使用する」具体的な態様としては、警棒等により相手の頭部若しくは顔面等を打ち、腹部若しくは胸部等を激しく突き、又は肩を激しく強打するなど相手に対しけん銃を撃つことによる危害と同程度の危害を与えることが明らかに予想されるような警棒等の使用をいう。

これらのことは、「警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範の施行について」（昭和37年5月10日付け警察庁乙務発第15号）において既に示されているところであるが、必ずしも第一線の警察官に徹底されていないおそれがあることから、所属長にあっては改めて周知徹底に努めるものとする。

4 第7条（報告）関係

第1項中「人に危害を与えたとき」とは、相手を死傷させた場合をいうが、警棒等の使用により結果的に相手に擦過傷又は打撲傷等の軽い傷害を負わせた場合においても報告するものとする。

5 第8条（警棒等の携帯）関係

(1) 第1項関係

第1項各号は、制服（活動服を含む。）を着用した警察官が警棒を携帯しなくてもよい場合を掲げているが、各号に該当する場合であっても、警棒を携帯する必要があるときにこれを禁止するものではない。

(2) 第2項関係

「警棒を使用する可能性のある職務に従事するとき」とは、武器に代わるものとして警棒を使用する可能性のある職務に従事するときのみならず、自己の防護、警告、指示、制止等の手段として警棒を使用する可能性のある職務に従事するときを含むものとする。